

「若葉地区地区計画」における
建築物等の形態又は意匠その他の意匠の制限の区長が別に定める空間の基準

東京都市計画地区計画若葉地区地区計画（令和7年新宿区告示第129号）地区整備計画の部建築物等に関する事項の款建築物等の形態又は意匠その他の意匠の制限の項（以下「形態又は意匠の制限の項」という。）第3項に規定する区長が別に定める空間の基準を以下のとおり定める。

（区長が別に定める空間）

第1条 形態又は意匠の制限の項第3項に規定する区長が別に定める空間は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）近隣住民を対象とした集会所
- （2）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- （3）日用品の販売を主たる目的とする店舗
- （4）飲食店
- （5）一般利用が可能な広場状空地
- （6）その他これらに類する地域のコミュニティの活性化や生活利便性向上に資するもの

（区長が別に定める空間の面積）

第2条 前条に供する部分の面積の合計は、30㎡に専用面積（ベランダ、バルコニーその他これらに類するものの面積を除く。以下同じ。）40㎡以上の住戸数から40を減じたものに0.5を乗じたものを加えて得たもの以上とする。

（若葉地区まちづくり推進協議会役員会との協議）

第3条 事業者は、若葉地区まちづくり協力基準に基づくまちづくり協議の中で、前2条に規定する空間の使用や維持管理の方法等について、若葉地区まちづくり推進協議会役員会と協議を行うこと。

（その他）

第4条 事業者は、第1条に規定する空間及び第2条に規定する面積を変更する場合、若葉地区まちづくり推進協議会役員会と協議を行うこと。

附 則

この基準は、令和7年3月6日から施行する。